## 津山市小規模事業者等物価高騰対策支援金

法人用 チェックシート

提出日	年	月	日
申請者			

$\square$	申請要件チェック			
	常時使用する従業員が20名以下で、市内に本拠(本社又はる	本社機能を有する事業所)があるため、市内外の事業所		
	に対する支援金を申請			
	令和4年1月~10月使用分の任意1ヶ月分の電気料金と	ガス(都市ガス・LP ガス)料金の合計が1万円以上		
	※事業活動のために使用された電気・ガス料金に限る			
	直近の事業年度の確定申告をしている			
	※ただし、事業開始間もなく、確定申告を行っていない者は法人設立届出書の写し			
	津山市の他の物価高騰対策支援金を受けていない			
	□救護施設等物価高騰対策支援事業:生活福祉課	□障害者施設等物価高騰対策支援事業:障害福祉課		
	□高齢者施設等物価高騰対策支援事業:高齢介護課	口放課後児童クラブ物価高騰対策支援事業:子育て推進室		
	□児童養護施設等物価高騰対策支援事業:こども子育て相談室	□障害児施設等物価高騰対策支援事業:障害福祉課		
	□民間保育園等物価高騰対策支援事業:こども保育課	□医療機関等物価高騰対策支援事業:健康増進課		
	□認定農業者等物価高騰対策支援事業:農業振興課	□学校給食物価高騰対策支援事業:保健給食課		
	□公共交通等事業者物価高対策事業 (LP ガスに対する支援金が重複する場合): 商業交通政策課			

$\square$	提出書類チェック	
	交付申請書兼請求書兼実績報告書(様式第1号)	
	※領収書等の名義が申請者と異なる場合などには、特別な事由欄に理由等をご記入ください。	
	計算書(様式第3号)	
	直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一」と「法人事業概況説明書(1・2 枚目)」の写し	
	※事業開始間もなく、確定申告を行っていない者は法人設立届出書の写し	
	交付対象となる事業所の所在地を証する書類	
	※確定申告書、営業許可証、ホームページ画面、契約先が発行し押印のある書類の写し等。	
	交付対象となる事業所が複数ある場合は、各事業所の所在地を証する書類が必要。	
	※確定申告書で、交付対象となる事業所がわかれば提出不要。	
	令和4年1月~10月使用分の任意1ヶ月分の電気料金を支払いを証する書類	
	令和4年1月~10月使用分の任意1ヶ月分のガス(都市ガス・LPガス)料金を支払いを証する書類	
	※交付対象となる事業所の、領収書や支払明細書等、明確な電気・ガス料金の支払いがわかる書類。	
	(請求書のみや明確な電気・ガス料金の支払いがわからない書類は不可。)	
	交付対象となる事業所が複数ある場合は、各事業所の支払いを証する書類が必要。	
	振込口座の通帳の写し(「通帳の表面」と「通帳を開いた1・2ページ目」)	
	[市内事業所が本店ではない場合]市内事業所が本拠であることを証する書類	
	※各事業所の売上台帳の写し、事業所ごとに所属する従業員数等がわかる書類。	

- ※1. 上記以外に、交付の判断に当たり、必要な資料の提出を求めることがあります。
- ※2. 申請書類に不備がある場合、受付しかねる場合がありますので、ご注意ください。